

海外療養費について

◆ 海外療養費の支給条件

海外旅行中など、海外で病気やケガでやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、申請により医療費の一部が海外療養費として払い戻しを受けることができます。

支給対象となるのは、日本国内で診療を受けた場合に健康保険の適用が受けられる治療に限られ、治療目的で海外へ渡航した場合などは支給対象外となります。

◆ 支給金額

日本国内で同じ傷病を治療した場合にかかる治療費を基準に計算した額（実際に海外で支払った額の方が低いときはその額）から、自己負担額（患者負担分）を差し引いた額を支給します。

なお、外貨で支払われた医療費については、支給決定日の外国為替換算率（売りレート）により円に換算し、支給額を計算します。

※ 診療を受けた国によって算定方法や物価および医療水準が異なるため、海外で支払った金額よりも支給額が大幅に少なくなることがあります。

◆ 申請の手続き

申請書類は受診者、診療月、医療機関、外来、入院ごとにそれぞれ1枚ずつ証明をもらってください。

（申請書類）

- ① 療養費支給申請書
- ② 診療内容明細書（様式A）
- ③ 領収明細書（様式B）
- ④ 歯科診療内容明細書（様式C）
- ⑤ 領収書（原本）
- ⑥ 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し
- ⑦ 海外療養を担当した者（医師等）に照会するときのための同意書

※ ②、③、④については治療を受けた医師に記入してもらい、外国語で作成されている場合は日本語の翻訳文を添付してください。

※ 海外へ直接送金および通知書の送付はしませんので、日本国内の金融機関口座・住所をご記入ください。
被保険者以外の方が受け取る場合は、申請書の受取代理人欄で受領の委任をして下さい。

※ ケガによる受診の場合は、別途負傷届の提出が必要となります。